

# 令和 8 年度税制改正大綱により新設！

## 「大胆な投資促進税制」とは

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

令和 7 年 12 月 19 日、政府は令和 8 年度税制改正大綱を決定し、「大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）」の新設を示しました。

本税制は、国内投資の拡大と企業の稼ぐ力の向上を目的に、高付加価値化に向けた大胆な設備投資を促進する税制上の措置です。

この記事では、「大胆な投資促進税制」の概要とあわせて、設備投資に活用できるその他の税制も解説します。

なお、本記事の内容は税制改正の方針を示す大綱に基づくものです。

今後、この大綱をもとに税制改正法案が国会審議を経て成立する予定のため、制度内容が変更となる可能性がありますのでご注意ください。

# 大胆な投資促進税制とは

## 大胆な投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要	
対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"><li>生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）</li><li>投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）※投資計画期間中の総額</li><li>ROI水準：15%以上</li></ul>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） ➢ 控除上限：法人税額の20%</li><li>事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） ➢ 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。</li></ul>
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較

日本	● 大胆な投資促進税制を創設。
米国	2025年7月に成立したOBBB法において、米国内での設備投資に対して即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。
ドイツ	2025年7月に成立した減税法において、設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）。4

新たな設備投資税制への期待

- ※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
- <海外投資→国内投資>
- 電子部品製造
- 「海外立地か国内立地かの判断に必要不可欠」
- 自動車
- 「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に極めて有効」

<投資規模小→投資拡大・実現>

- 造船
- 「回収に長期を有する大規模投資の判断が可能」
- 半導体部品
- 「短期の投資サイクル競争の中での生き残りの支えになる」
- コンテンツ
- 「高い措置率の税額控除により、投資収益率が改善し、投資が可能」

出典：[経済産業省 令和8年度 経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和8年度経済産業省関連予算案等の概要](#)

「大胆な投資促進税制」は、高付加価値な国内設備投資を後押しするための税制です。本税制では、取得した設備に対する即時償却または税額控除7%等の措置を講じます。

国内投資の拡大を通じて日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成することを目的としています。

参照：[令和8年度 経済産業省関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和8年度経済産業省関連予算案等の概要](#)

## 対象業種および対象法人

「大胆な投資促進税制」の対象業種は、原則、すべての業種です。なお、青色申告書を提出する法人が対象です。

ただし、中小企業者（適用除外事業者を除く。）または農業協同組合等以外の法人については、前期より所得が増加した一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない場合、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しません。

#### 1) 賃上げ要件

継続雇用者給与等支給額の増加割合が 1%以上

※以下の場合には 2%以上

- ・資本金の額等が 10 億円以上かつ常時使用する従業員数が 1000 人以上
- ・常時使用する従業員数が 2000 人超

#### 2) 国内設備投資要件

国内設備投資額が当期償却費総額の 30%超

※以下の場合には 40%超

- ・資本金の額等が 10 億円以上かつ常時使用する従業員数が 1000 人以上
- ・常時使用する従業員数が 2000 人超

## 対象資産要件

対象となる資産は、生産等に必要設備等であり、「特定生産性向上設備」（仮称）に該当するものです。事業者は、対象資産ごとに、即時償却または税額控除を選択できます。

例：機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア

### 特定生産性向上設備とは

本税制の対象となる「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法に基づく生産性向上設備等のうち、次の基準を満たし、改正法施行日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に、当該投資計画について経済産業大臣の確認を受けたものを指します。

- 1) 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が 35 億円以上（中小企業者または農業協同組合等については、5 億円以上）であること

- 2) 生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率（ROI）が15%以上となる見込みのもの
- 3) 生産性向上設備等の導入に係る投資計画に必要な資金調達手段が記載されていること
- 4) 生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくもの
- 5) 上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるもの 等

ROI（Return on Investment）とは、投じた費用に対してどれだけの利益を得られるかを示す指標です。

$$\text{算出式：（営業利益 + 減価償却費）} \div \text{設備投資額} \times 100$$

※減価償却費 = 会計上の減価償却費

※設備投資額 = 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

## 措置内容

措置内容は、次のとおりです。

設備の種類	取得価額	税額控除率
機械装置	一台または一基の取得価額が 160 万円以上のもの	税額控除 7% or 即時償却
工具 および器具備品	それぞれ一台または一基の取得価額が 120 万円以上のもの  (それぞれ一台または一基の取得価額が 40 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上のものを含む)	税額控除 7% or 即時償却
建物	一の取得価額が 1000 万円以上のもの	税額控除 4% or 即時償却
建物附属設備 および構築物	それぞれ一の取得価額が 120 万円以上のもの  (建物附属設備については、一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得	税額控除 4% or 即時償却

	価額の合計額が 120 万円以上のものを含む)	
ソフトウェア	一の取得価額が 70 万円以上のもの (販売目的のソフトウェアは除く)	税額控除 7% or 即時償却

## 措置期間

令和 11 年 3 月 31 日までに設備投資計画について法律に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合、当該確認日から 5 年以内に取得等を行い、事業の用に供した設備等が対象となります。

このため、建設期間が長期にわたる大型設備投資にも適用が可能です。

## 他の設備投資税制との併用制限

特定生産性向上設備等に係る投資計画について確認を受けた法人は、その計画期間中、次の税制の適用を受けることができません。※中小企業経営強化税制は繰越税額控除制度を除く

- 1) 地域未来投資促進税制
- 2) 中小企業経営強化税制
- 3) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

## 参考) 設備投資に活用できる主な関連税制

ここでは、設備投資に活用できる主な税制について、令和 8 年度税制改正大綱における変更点も含めて紹介します。

<a href="#">地域未来投資促進税制</a>	概要	地域経済牽引事業計画に基づき建物や機械等の設備投資を行う場合、法人税等について特別償却（最大 50%）または税額控除（最大 6%）の適用を受けられます。
	変更点	令和 8 年度税制改正大綱では、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げや国内投資に消極的な大企業について、一定の租税特別措置の税額控除の適用を停止する措置の期限を令和 10 年度末まで延長するとともに、要件を一部見直します。

		<p>本税制も当該措置の対象に含まれます。</p> <p>【対象となる主な租税特別措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発税制（重点産業技術試験研究費に係る措置を含む）</li> <li>・地域未来投資促進税制</li> <li>・カーボンニュートラル投資促進税制</li> </ul>
<a href="#">中小企業 経営強化税制</a>	概要	<p>中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、即時償却または取得価額の10%の税額控除（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できます。</p>
	変更点	<p>・「特定生産性向上設備等投資促進税制」において特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人は、計画期間中、中小企業経営強化税制は適用対象外となります。</p> <p>・中小企業経営強化税制における工具・器具備品の取得価額要件を引き上げます。</p> <p>変更前：30万円以上 変更後：40万円以上</p>
<a href="#">中小企業 投資促進税制</a>	概要	<p>機械装置等の対象設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除を選択適用できます。</p>
	変更点	<p>中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件を引き上げます。具体的には、これまで、次の要件を満たす必要がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1台または1基の取得価額が30万円以上の工具で、その合計額が120万円以上</li> </ul> <p>令和8年度税制改正大綱により、上記要件を、次のとおり変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1台または1基の取得価額が40万円以上の工具で、その合計額が120万円以上</li> </ul>

<a href="#">中小企業 防災・減災投資促進税制</a>	概要	事業継続力強化計画/連携事業継続力強化計画に対象設備の投資を行うことを記載して認定を受けた中小企業者が、認定後 1 年以内に予定していた設備導入を行った場合に、特別償却 16%の適用を受けられます。
	変更点	中小企業防災・減災投資促進税制については、令和 8 年度税制改正大綱における制度内容の見直しはありませんでした。
<a href="#">カーボンニュートラル投資促進税制</a>	概要	産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、税額控除または特別償却の措置を受けられます。
	変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限を延長 2028 年 3 月 31 日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、認定日から 3 年以内に取得等を行い、事業の用に供した設備を対象とします。</li> <li>・税制措置の内容を見直し 産業競争力強化法に基づく計画認定制度により、生産工程の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、最大 8%の税額控除（中小企業者等は最大 10%）、または 30%の特別償却を適用します。</li> <li>・炭素生産性の向上率要件を見直し</li> </ul>

参照：[財務省 令和 8 年度税制改正の大綱（3/9）](#)

参照：[令和 8 年度 経済産業省関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和 8 年度経済産業省関連予算案等の概要](#)

## まとめ

この記事では、「大胆な投資促進税制」の概要とあわせて、設備投資に活用できるその他の税制も解説しました。

今後、税制改正法案の成立後に詳細公表となります。本税制の適用を検討する際は、必ず最新情報をご確認ください。

令和 8 年 2 月 2 7 日 作成：株式会社 Stayway